住所　横浜市神奈川区子安通３丁目347番地16
林欽華　昭和63年６月13日生
住所　横浜市磯子区磯子４丁目13番11―301号
羅若妹　昭和28年１月９日生
住所　横浜市戸塚区南舞岡４丁目19番８号
黄雪　昭和56年11月23日生
住所　横浜市都筑区東山田３丁目18番20号
薛明美　昭和45年９月４日生
李麻美　平成７年11月１日生
李亜耶　平成10年８月18日生
住所　横浜市金沢区六浦３丁目18番35―404号
ブルーナ・チエミ・タナカ　平成３年５月21日生
レオナルド・ヒデキ・タナカ　平成５年７月18日生
住所　神奈川県平塚市横内3824番地
タン・キム・リャン　平成元年５月１日生
タン・ライキ　平成25年３月19日生
住所　川崎市川崎区日進町２番地５
具金蘭　昭和29年８月10日生
住所　群馬県太田市本町32番25―201号
孫ショウイン　平成３年６月23日生
住所　浜松市東区小池町60番地
モハメド・アブドウラ・アル・マムン　昭和55年７月１日生
ザヤン・アブドウラ　平成22年12月７日生
ジシャン・アブドウラ　平成26年１月17日生
住所　東京都品川区南大井５丁目９番８号
林芬　昭和43年５月５日生

○農林水産省告示第千二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　有村　治子

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷菅生二一二の二・二一八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六〇三の一、六〇三の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

東祖谷菅生二一二の二、二一八の一、六〇三の一・六〇三の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　有村　治子

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷菅生六〇七の三、六〇七の四、六〇八の二、六一二の二、六一四の三、六一五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

東祖谷菅生六〇七の三・六〇七の四・六〇八の二・六一二の二・六一四の三・六一五の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　有村　治子

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町掛盤字上榎回り三から五まで、八、字三田回り一六、字加州上エ一五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上榎回り四・八・字三田回り一六・字加州上エ一五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　有村　治子

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町木頭助字東蝉谷二二、二三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東蝉谷二二（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　有村　治子

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字小川字古屋敷四五九の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　有村　治子

一　保安林の所在場所　茨城県常陸大宮市小舟字上ノ根二九〇八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸大宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）